

運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案参照条文

運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律（平成十八年三月三十一日法律第十九号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第四条、第十条（国土交通省設置法第十五条の改正規定を除く。）、第十一条及び第十二条並びに次条、附則第三条、第五条から第八条まで、第十条、第十一条及び第十三条の規定 平成十八年四月一日
- 二 第九条中航空法第二条第二項、第十六条第二項、第十九条、第十九条の二、第四百三十三条及び別表の改正規定並びに附則第四条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日